

この号の内容

1 担当業務紹介①

2 自治体短信

東京都豊島区の「いま」

熊本県玉名郡の「いま」

3 Q & A

③アウトリーチとは



社会局内勉強会（釧路市社会的企業創造協議会の榑部氏をお招きして）
※局全体で、新法の円滑な施行に向けた準備に取り組んでいます。

巻頭ページでは、「担当業務紹介」と題して、各室員の担当業務、担当地域（※）、担当業務の現在の状況などをお伝えします。（※当室では、自治体の状況をよりきめ細やかに確認できるよう、都道府県を6つのブロックに分け、担当者を決めています）

担当業務紹介① そえじま 新法の政省令などを検討中～添島室長補佐

こんにちは。生活困窮者自立支援室で、法令、自立相談支援事業、子どもの学習支援、施行準備進捗状況調査等を担当している添島と申します。地域は、関東を担当しています。

今、自治体で事業を円滑に実施できるよう、事業の委託先の要件、就労準備支援事業等の資産・収入要件や中間的就労の認定基準等について、関係省庁との調整等を行いつつ、政省令の条文案を作成しています。これらは、各種手引きの改訂案とあわせ、9月26日に開催予定の全国担当者会議で皆様にお伝えする予定です。

これからも、新制度が、生活に困っている方々にとって、そして各地域において、よりよいものとなるよう、自治体の皆様と一緒に考えていきたいと思います。

～雑談～

仕事では新制度の円滑な施行が大きな目標ですが、個人的な目下の課題は、「魔の2歳児」と言われる時期に差しかかっている、息子の育児との両立です。全国の新制度を担当する両立ママ＆パパさん、一緒に頑張りましょう。



自治体短信

このコーナーでは、自治体の取組など自治体の「いま」をお伝えします。



東京都豊島区の「いま」～実効性ある支援をめざして

豊島区 保健福祉部 自立促進担当課長 田中 雄三

豊島区は、東京 23 区西北部の面積 13㎢あまりに約 27 万人が住む国内一の高密都市です。

現在、区では「街が変わる、街を変える」をキャッチフレーズにさまざまなプロジェクトを進めています。

街の活性化や安全安心に向けた取り組みなどが功を奏し、総人口・年少人口とも増加傾向にあります。

地域特性としては、ターミナル駅池袋を中心に交通網が発達していることから単身世帯が多く、住民の流動性も高いことがあげられます。

また、高齢化も急速に進んでおり、保護率についても全国平均を上回る水準で推移しています。

多くの自治体と同様、保護費の負担増が財政を圧迫していることから、生活困窮者に対する早期支援はかねてからの課題でした。

モデル事業の開始

本年 6 月 30 日より社会福祉協議会を委託先としてモデル事業を開始しました。

区の社会福祉協議会は、平成 21 年度よりコミュニティソーシャルワーカー(CSW)を配置し、法や制度の狭間を埋める地域に密着したコーディネート業務を展開しています。

こうした活動で培った経験が、生活困窮者の支援にも大いに生かせるものと期待しており、今後も、自立相談支援機関とCSWが連携して支援を進めていく予定です。

なお、相談窓口については困窮者に対し一元的に対応できる福

祉事務所内の設置も検討しましたが、生活保護の受給に抵抗感のある方でも気軽に利用できるよう、別に設置することとしました。



自立相談支援機関の相談窓口

施策の推進体制

モデル事業の開始を契機に、施策の推進体制を強化しています。

まず、新たな生活困窮者支援を区の重要課題と位置づけ、4 月より課長職を含む計 4 名の専任職員からなる組織を新設しました。

また、支援の推進には首長の理解、庁内外の関係組織・機関との連携が重要であるといわれていますが、本区では幸い副区長が施策の意義を深く理解していることもあり、先に副区長下命により 25 の関係課で構成する庁内推進会議も立ち上げました。

推進会議では制度周知や区民の生活実態についての報告のほか、支援の基本方針や保護部門・公金部門・子育て部門など関係の深いセクションから困窮者をつなぐための全庁の紹介・連絡ルールも策定しました。

民生委員、ハローワーク等の庁外の関係機関を含めたネットワークについても現在立ち上げの準備を進めているところです。

今後の課題

本区特有の事情として、生活困

窮者支援制度施行の翌月(27 年 5 月)に庁舎移転を控えています。

新たな窓口の機能やレイアウトをどのようにするか、任意事業にどのように取り組むかなど詰めるべき課題が山積しています。

また、新法で示されているメニューの中には、別の枠組みの中ですでに実施しているものもあり、これらの事業の整理も必要です。

さらに就労支援などいわゆる出口の取組の強化についても検討しなければなりません。

新法施行に向けて思いのほか業務量は多く、いまでも走りながら考える試行錯誤の状況です。毎日のように「この場合どうすべきか」といった議論が続いています。

実効性ある支援に向けて

本施策を担当し数か月、新たな困窮者支援は、地域経営・地域福祉に対する自治体の本気度が試される仕組みではないかと感じています。国による制度設計も重要ですが、制度を実効性のあるものとするか否かはそれを運用する自治体の取組にかかっているのではないのでしょうか。

これから検討に着手される自治体の担当者様におかれては、地域の特性にあった効果的な施策を進めるためにも、早めの準備をおすすめいたします。



第 1 回庁内推進会議



熊本県玉名郡4町の「いま」～相談支援員の「絆」

熊本県玉名福祉事務所 総務福祉班長 芝田 忠博

熊本県玉名福祉事務所は、県設置の郡部福祉事務所で、熊本県北西部の4町（玉東町・和水町・南関町・長洲町）を担当しています。全国で1,200を超える福祉事務所のうち、約250か所（約20%）が郡部福祉事務所です。

管内人口は約4.2万人、保護率は4.62%とさほど高くはありませんが、熊本県荒尾市及び福岡県大牟田市に隣接している長洲町・南関町の2町で被保護人員の約7割（その他世帯の約8割）を占めています。

生活よりそい相談センター

平成25年5月から身近な自治体である町と福祉事務所で相談支援のあり方を協議し、7月～8月にかけてプロポーザルで企画書を募り、4町社会福祉協議会共同体への委託が決まりました。10月には、それぞれの社会福祉協議会に相談支援員1名を配置し、「生活よりそい相談センター」が開設されました。委託契約を結ぶ代表の社会福祉協議会は1年交替で、予算の取りまとめや他機関との連絡調整を担っています。

社会福祉協議会は、地域の民生委員さんや関係団体等と顔なじみで、地域に精通しているという利点があります。「生活よりそい相談センター」が各町の社会福祉協議会内にあることで、身近な地域での寄り添い型支援がしやす

く、生活困窮者の把握に大変役立っています。

相談支援の特色

4人の相談支援員の連携を図るため、毎週定期的に「相談支援員会議」を開催しています。

相談支援員が離れた場所で勤務しているため、定期的集まり、情報共有することで、相談支援員相互の「連帯感」と「絆」が生まれつつあります。

この会議では、各町の事例検討や福祉制度等の研修、社会資源の見学、関係機関との意見交換等を行っています。また、所属する町社会福祉協議会のエリアにとらわれず、2人1組で横断的に動くことが可能です。これを実施することで、毎週の事例検討だけでなく、様々な相談ケースに対応し、相乗的に「相談対応力」がつくと考えています。

相談支援員連絡会

現在、熊本県では7つの地域（県による1郡2市、市による4市）でモデル事業を行っています。平成26年3月からは、モデル事業実施地域の相談支援員相互の連携を図るため、約20名で構成される「相談支援員連絡会」を始めました。3か月毎に開催し、ケース対応での悩みやシステム使用方法等、これまで活動してきたことの疑問点などを意見交換し、情報共有を図っています。顔の見

える関係になることで、「安心感」と「絆」が生まれているようです。

来年度以降、この連絡会が県全体の連絡会へとつながり、支援の輪が広がっていくことを願っています。ソーシャルワークは、それを担う“ひと”がすべてなので、この連絡会を通して、自立相談支援機関の横の連携が深まり、県全体の相談支援の「質の向上」に寄与できればと考えています。

モデル事業を通しての課題

地域には、働けず、親の年金収入等で暮らしている40代～50代の方が数多くいらっしゃいます。働いた経験が乏しく、社会に馴染めない方々で、ある日突然、親が亡くなって収入が途絶えると、たちまち地域で孤立し、生活困窮者としてクローズアップされます。今、この世帯へアプローチしようとしても、親に拒否されることも多く、今後、この生活困窮者支援の取組を活かして、支援のきっかけがつかめたらと思います。



熊本県情報サイト

<http://www.kininaru-k.jp/>

（短信を拝見して）豊島区では、CSWと自立相談支援機関が連携し、就労支援など「出口」づくりも目指しています。自治体幹部のリーダーシップのもと、職員が4名配置され、生活困窮者支援を（少子高齢社会・人口減少社会における）まちづくりの課題として取り組まれようとしているところが印象的です。熊本県玉名福祉事務所からは、相談支援員のつながりやモデル事業を取り組むなかで見えてきた課題について投稿いただきました。制度（しくみ）ができることで潜在化していた課題が「見える化」した例だと思っています。相談支援員の配置については、今後、国として基準を示す予定ですので、それも踏まえて検討いただければ幸いです（た）。

※ 自治体短信に執筆いただける自治体を募集しています。また、自治体短信やQ&Aで取り上げてほしいテーマについても意見をいただければ幸いです。送付先 jiritsu-model@mhlw.go.jp

Q&A 「こんなとき」「こんなこと」をどう考えるか、わかりやすくお伝えするコーナーです。

Q

新制度では「アウトリーチ」が大切とよく言われますが、具体的にはどういうことをすればよいのでしょうか。（自治体職員）

A

「座って待つ」のではなく、支援が必要な人のところに積極的に出向いて支援をすることを「アウトリーチ」といいます。

生活困窮者の多くは、孤立し、自らSOSを発することが難しいということ、そして、これまで「制度の狭間」に置かれてきたということを考えれば、問題がより複雑化する前に、生活困窮者を早期に把握し支援する努力をすることは大変重要なポイントであると思います。

早期発見のためのアウトリーチ

しかし、いくら早期把握が重要といっても、例えば孤立している可能性があるからといって、住民基本台帳から単独世帯をすべて抜き出して個別訪問をすることは、（可能な自治体では推奨されるかもしれませんが）実際には難しいと思います。

そこで、アウトリーチのターゲットを明確化することも考えられます。例えば、若者をターゲットにすると決め、高校と連携して、中退者を新制度につなぐ仕組みを作るなどが考えられます。

また、早期発見において最も重要なのは、「アンテナを磨く」ことです。さまざまな現場が、生活困窮者の存在に気づいています。しかし、これまでは、支援制度がなく、したがってつなぐ先がなかったために、そのニーズが埋もれてしまうという状況もあったと考えます。これからは新制度が実施されるのですから、そうして発見された生活困窮者を自立相談支援機関につなぐことが可能となります。そのための「発見ネットワーク」を地域で構築していきます。

このネットワークについて、役所内のことに関しては前回述べましたので御参照ください。役所の外でも、民生（児童）委員やライフライン事業者、新聞販売店、大家さんなどが生活困窮者の存在に気づいているかもしれません。こうした人たちとのネットワークを、徐々にかもしれませんが広げていくことが大切です。

アウトリーチの具体的なポイント

税の滞納者を支援につなぐことは、実際には容易ではないかもしれません。税の担当者が滞納者に「最近新しい相談窓口ができた」と話す程度では、実際には支援に結びつかないかもしれませんし、本制度の担当者が税の担当者に「自立相談支援機関という

ものができました」と挨拶した程度では、なかなか紹介してくれないことでしょう。具体的な紹介ルールを設定するとともに、何度も依頼に赴くことが必要かもしれません。また、具体的な場面でも、税の担当者が生活困窮者に対応する際に一緒に相談に入るなどのフットワークの軽さも必要だと思います。

支援のためアウトリーチ

一方、支援のためのアウトリーチの代表例としては、引きこもっている困窮者を発見したときに自宅を訪問して支援するなどが挙げられます。それも、一見本人が支援を望んでいないように見えるからといって放置するのではなく、必要ならば何度も自宅を訪問することが大切です。こうした行為は、自らの力だけでは解決が困難な課題を抱えた生活困窮者に対する権利擁護につながるものだからです。

また、生活困窮者にとって、課題を整理して関係機関に訴え、必要な書類を提出し、サービスを自ら調整することは難しい場合があります。そこで、自立相談支援機関が本人に同行してサービス申請を支援すること（同行支援）なども重要で、これも一種のアウトリーチといえるでしょう。

アウトリーチをするということ

こうしてみると、アウトリーチとは、「支援を必要とする人のために積極的に行動すること」と、広く捉えた方がよいかもしれません。そしてその場合、本制度は、アウトリーチから成り立っているといっても過言ではありません。本制度は新しい制度であるだけに、さまざまなことを創造し、ネットワークを広げていく必要があります。就労支援も、単なる対人支援ではなく、企業への働きかけや開拓という要素が大切になってきます。アウトリーチとは新しい出会いを広げることでもあります。是非、「アウトリーチ」を一つのキーワードに、日々積極的に仲間や理解者を広げていきましょう。

（生活困窮者自立支援室長 熊木）

今後の予定（研修関係）

8月26日(火)～28日(木)
主任相談支援員
養成研修会【後期】

9月8日(月)～10日(水)
相談支援員
養成研修会【前期】

今後の予定（自治体関係）

9月1日(月)
第3回法施行準備
進捗状況調査〆切

9月26日(金)
生活困窮者自立支援制度
全国担当者会議